

新	旧
災害医療対策事業等実施要綱	災害医療対策事業等実施要綱
第1 災害拠点病院整備事業（略）	第1 災害拠点病院整備事業（略）
第2 災害拠点精神科病院等整備事業（略）	第2 災害拠点精神科病院等整備事業（略）
第3 医療施設土砂災害防止施設整備事業（略）	第3 医療施設土砂災害防止施設整備事業（略）
第4 医療施設等耐震整備事業（略）	第4 医療施設等耐震整備事業（略）
第5 医療施設耐震化促進事業（略）	第5 医療施設耐震化促進事業（略）
第6 NBC災害・テロ対策設備整備事業（略）	第6 NBC災害・テロ対策設備整備事業（略）
第7 防災訓練等参加支援事業（略）	第7 防災訓練等参加支援事業（略）
第8 DMAT等活動支援事業	第8 DMAT等活動支援事業
<p>1 目的</p> <p>この事業は、災害発生時に被災都道府県等から派遣要請を受けたDMAT（DMATコーディネーションチームを含む）、日本DPAT及び災害支援ナースが、被災都道府県に設置される保健医療福</p>	<p>1 目的</p> <p>この事業は、災害発生時に被災都道府県等から派遣要請を受けたDMAT（DMATロジスティックチームを含む）、日本DPAT及び災害支援ナースが、被災都道府県に設置される保健医療福祉調</p>

<p>社調整本部等での活動や、被災地における、災害現場での医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療の確保のための活動を有機的かつ効果的に実施支援することを目的とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第9 DMAT訓練事業 (略)</p> <p>第10 災害医療コーディネーター研修事業 (略)</p> <p>第11 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業 (略)</p> <p>第12 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の実施主体</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>整本部等での活動や、被災地における、災害現場での医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療の確保のための活動を有機的かつ効果的に実施支援することを目的とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第9 DMAT訓練事業 (略)</p> <p>第10 災害医療コーディネーター研修事業 (略)</p> <p>第11 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業 (略)</p> <p>第12 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の実施主体</p> <p>(1) 救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所（病床を有する診療所に限る。）、周産期母子医療センター、医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する地域医療支援病院（以下「地域医療支援病院」という。）、同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院（以下「特定機能病院」という。）の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。</p>
--	--

(1) 地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所（病床を有する診療所に限るものとする。）の開設者とする。

(2) 救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所、周産期母子医療センター、医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する地域医療支援病院（以下「地域医療支援病院」という。）、同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院（以下「特定機能病院」という。）、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設の開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除くものとし、診療所については、病床を有する診療所に限るものとする。）。)

(2) 国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所（病床を有する診療所に限るものとする。）の開設者とする。

(3) 病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設の開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除くものとし、診療所については、病床を有する診療所に限るものとする。）。)

別紙

<p>が主催する研修等に参加するなどして、他県の担当者やD P A T等と情報交換等を図ること。</p>	<p>する研修等に参加するなどして、他県の担当者やD P A T等と情報交換等を図ること。</p>
<p>第14 医療施設非常用通信設備整備事業（略）</p>	<p>第14 医療施設非常用通信設備整備事業（略）</p>
<p>第15 医療施設浸水対策事業（略）</p>	<p>第15 医療施設浸水対策事業（略）</p>
<p>第16 医療施設ブロック塀改修等整備事業（略）</p>	<p>第16 医療施設ブロック塀改修等整備事業（略）</p>
<p>第17 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業（略）</p>	<p>第17 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業（略）</p>
<p>第18 医療コンテナ活用促進事業（略）</p>	<p>第 18 医療コンテナ活用促進事業（略）</p>